令和5年第3回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和5年3月28日(火) 午後3時~午後4時30分
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和5年第3回金沢市農業委員会総会議案書」のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり (農業委員19名、農地利用最適化推進委員9名、 事務局5名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和5年第3回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	0
2	河井 剛	0
3	伴 美代子	0
4	東中 守	0
5	宮岸 好一	0
6	米光 かおる	0
7	二口 和忠	0

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	0
9	中村 真一	0
10	松平 裕喜	0
11	庄田 純一	0
12	下村 繁之	0
13	五坊 隆一	0
14	奥村 明義	0

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	0
16	北本 久一	\bigcirc
17	菊知 亮	0
18	小林 博紀	0
19	川端 満	0
	出席	19名

計 19名

名

欠席

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高畠 幸正	\circ
2	東穣	0
3	武藤 昌弘	0
4	中川 栄樹	0

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	0
6	山村 哲夫	0
7	西村健	0
8	鮒岡 裕	0

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	0
	出席	9名
	欠席	名
	計	9名

農業委員会事務局

	氏名•役職
1	朝日事務局長
2	村井事務局長補佐

	氏名·役職
3	相澤係長
4	長谷川主査

	氏名·役職
5	上田主任

別紙

事務局長	定刻となりましたので、令和5年第3回金沢市農業委員会
	総会を開会いたします。
	金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願
	います。
	前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。
	(憲章の唱和)
事務局長	どうもありがとうございました。ご着席ください。
	それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。
会 長	(会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。
	本日は、議案審議の前に令和5年度金沢市農林水産局重点
	施策についてご説明をいただきます。
	(山森農林水産局長挨拶) (各課所長説明) (質疑応答)
事務局長	ありがとうございました。
	それでは、ここで、農林水産局の人事異動についてご紹介
	いたします。
	(人事異動の紹介) (農林水産局幹部退出)
事務局長	では、これより農地部門の議案審議に入ります。
	この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規
	定により、会長が務めることになっております。
	会長よろしくお願いします。
会 長	それでは議事の方を進めてまいります。
	本日の出席委員数は、ただいまのところ 19 名であります。
	よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたし
	ます。
	また、推進委員の出席者は9名であります。
	なお、本日の議事録署名委員には、河井(かわい)委員と、
	東中(ひがしなか)委員の2名を指名いたします。ここで議
	案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に

	委任することについて、お諮りいたします。
	農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞ
	れ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に
	議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良
	いと思われますがいかがでしょうか。
	(異議なしの声)
会 長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。
	それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。
	太平副会長、議長をお願いします。
太平副会長	それでは、お手元の議案書をお開きください。
	最初に、令和5年第2回総会での議決事項に関する事務処
	理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和5年第2回総会での議決事項に関する事務処理状況
	について報告いたします。
	農地法第3条許可申請5件については、2月24日付けで
	許可書を交付しております。
	農地法第5条許可申請6件については、番号1から番号3
	及び番号6の4件は、2月27日付けで、番号4及び番号5
	の2件は、3月13日付けで、それぞれ知事あてに送付し、
	いずれも3月14日付けで許可書が交付されております。
	相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件については、
	2月24日付けで証明書を交付しております。
	非農地証明願1件については、2月 24 日付けで証明書を
	交付しております。
	農業経営基盤強化促進法第 18 条第1項の規定による金沢
	市農用地利用集積計画については、3月1日付けで公告して
	おります。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)

太平副会長	質問がないようですので、議案審議に入ります。
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい
	て上程いたします。
	事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい
	て、ご説明いたします。
	議案書は1ページから3ページです。
	今回、小坂地区から2件、湯涌地区から1件、森本地区か
	ら2件、合計5件の申請がありました。
	番号1は、新規就農のため、使用貸借による権利を設定す
	るものです。借受人は、農業生産のために新たに設立した法
	人で、大規模に飼料用米を栽培する予定です。
	番号2、番号3、番号4及び番号5は、いずれも新規就農
	のため、賃借権を設定するものです。借受人は、番号2は、
	いしかわ耕稼塾本科の受講生、番号3及び番号5は、金沢農
	業大学校の研修生、番号4は、金沢農業大学校の修了生です。
	申請地の現況は全て田または畑であり、借受人の耕作状況
	等についても問題ありません。
	以上、5件で、面積は 16,290 m ² です。いずれも農地法第
	3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満
	たしていると考えます。
	ご審議の程、よろしくお願いいたします。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し
-	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、お諮りします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい
	ては、原案のとおりに許可することにご異議ございません
	か。
	(異議なしの声)

太平副会長

ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に 対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の 規定による許可申請に対する意見決定について、関連があり ますので、一括して上程いたします。

事務局、これについて説明願います。

事務局

まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。

議案書は4ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。

今回、川北地区から1件の申請がありました。

番号1は、駐車場への転用申請です。

農地の区分は、上・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路に面し、500m以内に公園と病院があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。なお、現地はすでに駐車場へ転用されているため、所有者より始末書が提出されています。

以上、1件で面積は394㎡です。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に 対する意見決定について、ご説明いたします。

議案書は5ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。

今回、川北地区から1件、浅川地区から1件、合計2件の申請がありました。

番号1は、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。

農地の区分は、①については、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がりが10~クタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるもので

	あることから許可相当であると考えます。
	②については、上・下水道管が埋設されている幅員4m以
	上の道路に面し、500m以内にクリックと医院があることか
	ら第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考
	えます。
	番号2は、所有権の移転を伴う薪小屋への転用申請です。
	農地の区分は、中山間地域等に存在する小集団の生産性の
	低い農地であることから第2種農地と判断されますが、申請
	地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置さ
	れるものであることから許可相当であると考えます。
	以上、2件で面積は合計 307 m²です。
	ご審議の程、よろしくお願いいたします。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前
	に申請案件について現地調査を行っておりますので、庄田委
	員から調査結果をご報告願います。
庄田委員	3月22日、現地調査を行い、申請書のとおりであること
	を確認したので、ご報告いたします。
太平副会長	ありがとうございました。
	それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、お諮りします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対す
	る意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定
	による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり
	に許可することが相当であると決定することにご異議ござ
	いませんか。
	(異議なしの声)
太平副会長	ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案の
	とおりに許可することが相当であると決定いたします。

	す。
	事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第4号 非農地証明願についてご説明いたします。
	議案書は6ページです。
	今回、内川地区及び森本地区からそれぞれ1件、合計2件
	の申請がありました。
	番号1及び番号2は、いずれも山間地等にある農地が長期
	間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難で
	あることから申請があったものです。
	現況については、番号1は3月16日、井口会長に、番号
	2は3月23日、北村委員に、それぞれ申請のとおり山林化
	していることを確認いただいています。
	以上、2件で面積は合計868 m²です。
	ご審議の程、よろしくお願いします。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、お諮りします。
太平副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証
太平副会長	
太平副会長	議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証
太平副会長	議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。
	議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
	議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明す
	議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。
	議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。 次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1
	議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。 次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について
	議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。 次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
太平副会長	議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。 次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。

議案書は7ページから23ページです。

利用権貸借の一般分について、小坂地区から1件、浅川地区から1件、森本地区から4件、合計6件の申し出がありました。

賃借権を設定する、契約期間が10年の新規設定が1件、5年の新規設定が2件、1年の再設定が2件、及び使用貸借による権利を設定する10年の新規設定が1件で、面積は合計64,163.00㎡です。このうち、番号5の作業用道路598㎡については、農地を利用するために必要な施設として、基盤法の対象となるものです。

利用権貸借の機構分について、潟津地区から1件、潟津及 び川北地区から1件、川北及び森本地区から1件、小坂地区 から1件、森本地区から1件、合計5件の申し出がありまし た。

賃借権を設定する、契約期間が 10 年の新規設定が 3 件、 及び使用貸借による権利を設定する、契約期間が 10 年の新 規設定が 2 件で、面積は合計 101,763 ㎡です。

また、所有権移転について、安原地区から1件の申し出があり、面積は合計1,996 m²です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

太平副会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。

(質問なし)

太平副会長

質問がないようですので、お諮りします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案 のとおりに決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

太平副会長	ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりに決定い
	たします。
	続きまして、報告事項にまいります。
	報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号
	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務
	局から報告願います。
事務局	農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規
	定による届出について、ご報告いたします。
	議案書は24ページから33ページです。
	届出件数は、第4条が7件で、面積は合計3,346 m ² 、第5
	条が 26 件で、面積は合計 8,989 ㎡です。内容、転用目的に
	ついては議案書に記載のとおりです。
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18
	条第6項の規定による届出について、事務局から報告願いま
	す。
事務局	農地法第 18 条第6項の規定による届出について、ご報告
	いたします。
	議案書は34ページから39ページです。
	届出件数は2件、解約理由は借人の変更に伴うものが1
	件、所有権の移転及び借人の変更に伴うものが1件で、面積
	は合計 70,198 ㎡です。
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条
	の3 第1項の規定による届出について、事務局から報告願
	います。

事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報
	告いたします。
	議案書は 40 ページ及び 41 ページです。
	届出件数は6件で、面積は合計5,803 m²、取得事由はいず
	れも相続で、あっせんの希望はありません。
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 農地中間管理
	事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用
	地利用配分計画の認可について、事務局から報告願います。
事務局	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の
	規定による農用地利用配分計画の認可について、ご報告いた
	します。
	議案書は42ページから45ページです。
	権利設定に関して、浅川地区及び安原地区でそれぞれ2
	件、川北地区及び小坂地区でそれぞれ1件あり、面積は合計
	13,782 m ² です。浅川地区は使用貸借による権利の設定、安原
	地区、川北地区及び小坂地区は賃借権の設定で、契約期間は
	いずれも 10 年です。
	権利移転に関して、安原地区で1件、川北地区で3件あり、
	面積は合計 22,946 ㎡です。安原地区は賃借権の設定後に、
	川北地区は使用貸借による権利の設定後に権利移転するも
	ので、残存期間は記載のとおりです。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件
	は、終了いたしました。
	慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただ

	き、ありがとうございました。
	それでは、これにて議長を交替いたします。
会 長	太平副会長、どうもありがとうございました。
	引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。
	小林副会長、議長をお願いします。
小林副会長	委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと
	思いますので、よろしくお願いいたします。
	それでは、議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関
	する指針の改定について、上程いたします。
	事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針
	の改定について、ご説明いたします。
	議案書は、1ページから3ページです。
	本件は、農業委員会法改正(令和5年4月1日施行)に伴
	い、指針を改定するもので、「第1 基本的な考え方」では、
	地域計画に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整
	に取り組むことを追加し、また、単年度の具体的な活動につ
	いては、昨年2月2日付け農林水産省経営局長通知等に基づ
	く「最適化活動の目標の設定等」のとおりとすることに変更
	いたします。
	「第2 具体的な数値目標と推進方法」では、項目の変更
	とともに、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利
	用の集積・集約化」、「新規参入の促進」における評価方法に
	ついてそれぞれ追加いたします。
	また、「担い手への農地利用の集積・集約化」では、令和8
	年3月までの農地利用集積率の目標を75パーセントから
	80パーセントに変更するとともに、地域計画の作成と見直
	しに取り組むことや、関係機関と連携し、農地の出し手と受
	け手の意向を踏まえたマッチングを行うことを追加いたし

ます。

	さらに、「第3 地域計画の目標を達成するための役割」と
	いう項目を追加し、地域計画に基づき農地を効率的かつ総合
	的に利用していくための農業委員会の役割として、日常的な
	農地の見守りによる農地の適正利用の確認など、具体的な役
	割について記載いたします。
	なお、今年は、委員改選後の最初の総会である第7回総会
	において、3年ごとに行う検証・見直しを予定しています。
	ご審議の程、よろしくお願いいたします。
小林副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、農業委員会等
	に関する法律第7条第2項の規定により、指針を変更しよう
	とするときは農地利用最適化推進委員の意見を聴かなけれ
	ばならないことになっておりますので、まず、農地利用最適
	化推進委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。
	この件に関して、ご意見ございませんか。
	(意見なし)
小林副会長	特に意見がないようですので、それでは、農業委員の皆様
	からこの件に関して、ご意見、ご質問はございませんか。
	(意見なし)
小林副会長	意見・質問がないようですので、お諮りします。
	議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針
	の改定については、原案のとおりに決定することにご異議ご
	ざいませんか。
	(異議なしの声)
小林副会長	ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおりに決定い
	たします。
	次に、議案第7号 金沢市農業委員会における個人情報の
	保護に関する法律施行規則制定について、及び議案第8号
	金沢市農業委員会における金沢市情報公開及び個人情報保
	護に関する条例施行規則の一部改正について、関連がありま
	すので、一括して上程いたします。

	事務局、これについて説明願います。
事務局	まず、議案第7号 金沢市農業委員会における個人情報の
	保護に関する法律施行規則制定について、ご説明いたしま
	す。
	議案書は4ページです。
	制定理由は、個人情報の保護に関する法律の改正と、金沢
	市における法律施行条例の制定に伴い、新たに金沢市農業委
	員会における個人情報保護に関する法律施行規則を制定す
	るものです。
	制定内容は、金沢市農業委員会における個人情報の保護に
	関する法律及び金沢市個人情報の保護に関する法律施行規
	則条例の施行については、市長部局の例によるとするもの
	で、令和5年4月1日からの施行となります。
	続きまして、議案第8号 金沢市農業委員会における金沢
	市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部
	改正について、ご説明いたします。
	議案書は5ページです。
	改正理由は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う金
	沢市における条例改正により、関係規定を改正するもので
	す。
	改正内容は、先ほど説明いたしました個人情報の保護に関
	する事項を別に制定することによる引用条例等の名称の改
	正で、令和5年4月1日からの施行となります。
	ご審議の程、よろしくお願いいたします。
小林副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
小林副会長	質問がないようですので、お諮りします。
	議案第7号 金沢市農業委員会における個人情報の保護
	に関する法律施行規則制定について、及び議案第8号 金沢

	市農業委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に
	関する条例施行規則の一部改正については、原案のとおりに
	決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
小林副会長	ご異議なしと認め、議案第7号及び議案第8号は、原案の
	とおりに決定いたします。
	以上で、農政部門の案件は終了いたしました。
	委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたしま
	す。
会 長	小林副会長、どうもありがとうございました。
	それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。
	事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、3月中の農業委員の相談・活動内容につ
	いて、活動されました各委員から報告がありますので、説明
	をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。
	なければ、これで会議を終了させていただきます。
	委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、どうもありがとうございました。
	それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いい
	たします。
二口副会長	(副会長挨拶)

事務局長

二口副会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様には、本日はご苦労様でした。以上で、散会と いたします。